

平成 27 年度
大阪府農業振興地域整備審議会

議案書

第 1 号議案

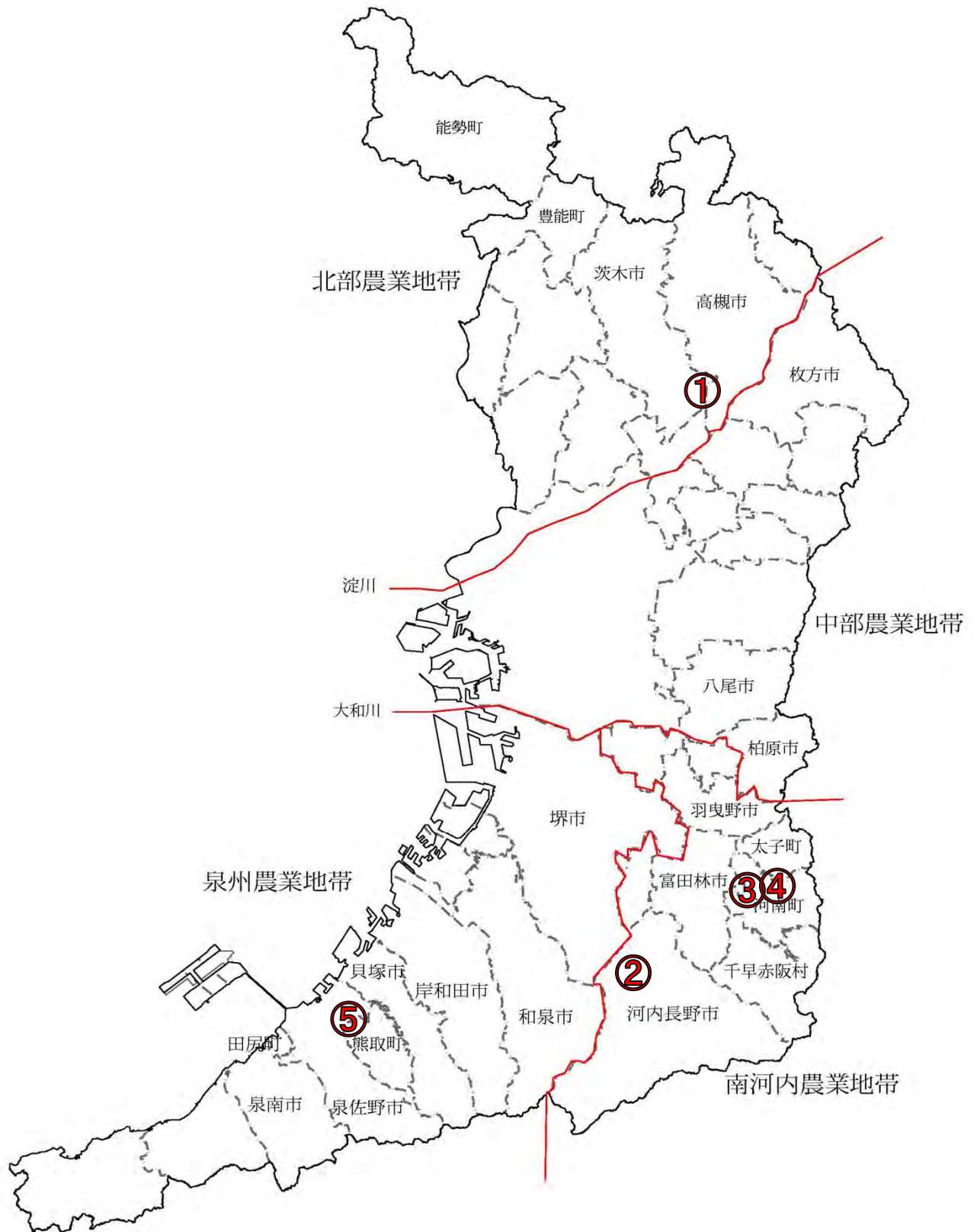
大阪府農業振興地域の變更

○総括図

○箇所別図

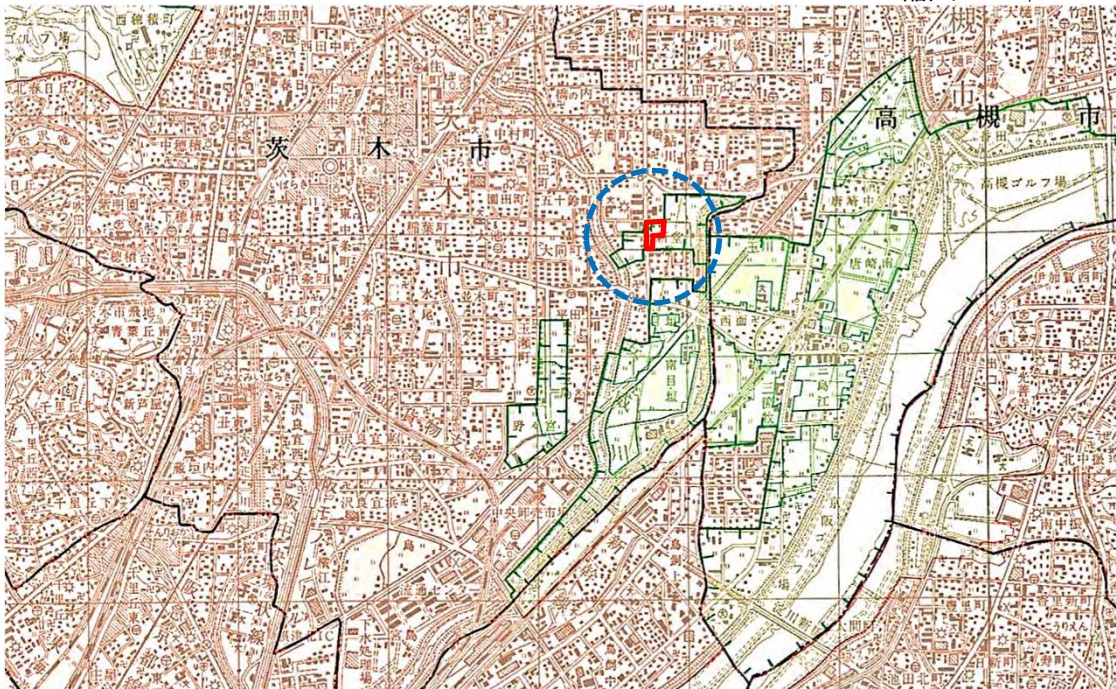
- ・茨木市
- ・河内長野市
- ・河南町
- ・河南町 2
- ・泉佐野市

農業振興地域変更予定箇所 総括図

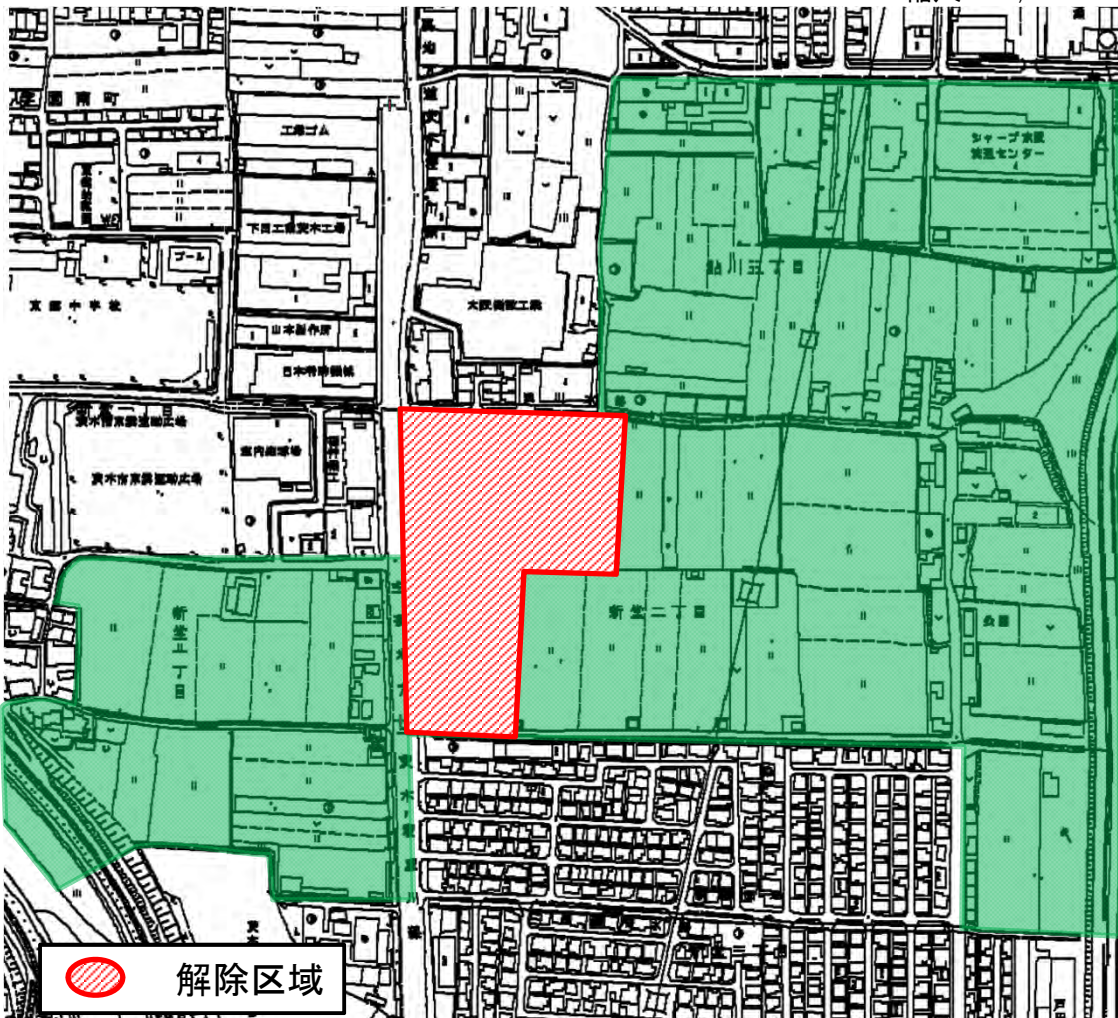


1 農業振興地域 変更予定箇所図【茨木市】

縮尺 1:50,000



縮尺 1:5,000



現在の状況

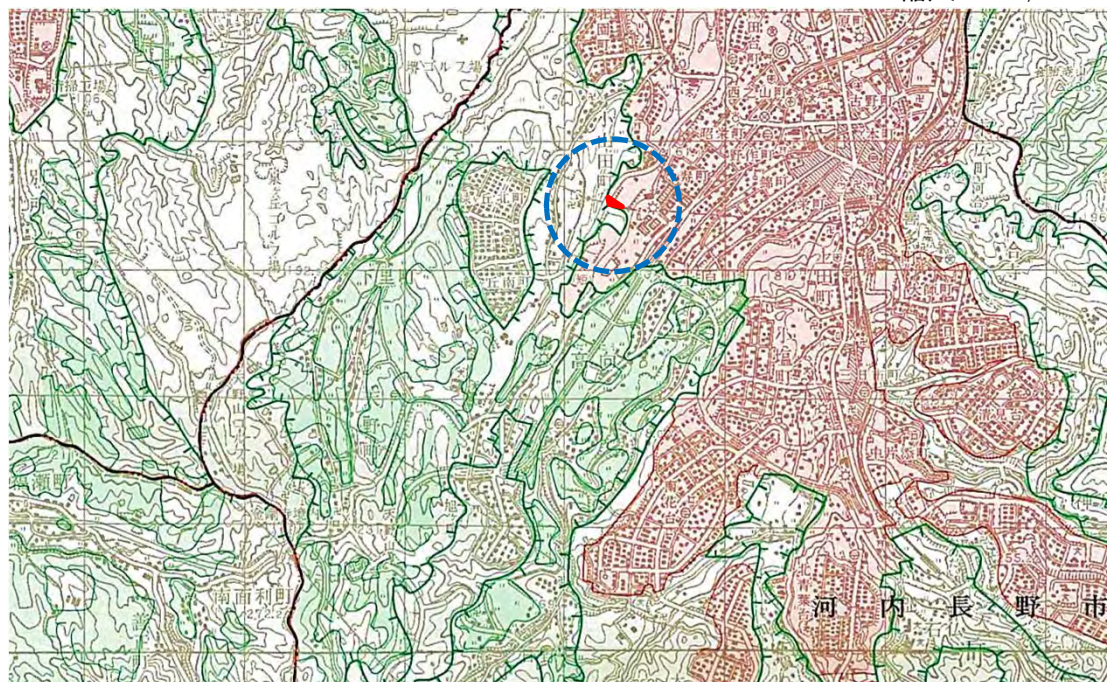


茨木市

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積(ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
1	玉島	新堂 二丁目	解除	△ 2.00	0.00	都市計画区域区分の変更により、市街化区域への編入が予定されている。区域の大部分が工場及び住宅地として利用されており、今後、農業の振興を図ることが困難な地域となるため解除を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			解除	△ 2.00	0.00	
			差引	△ 2.00	0.00	

2 農業振興地域 変更予定箇所図【河内長野市】

縮尺 1:50,000



縮尺 1:2,500



現在の状況

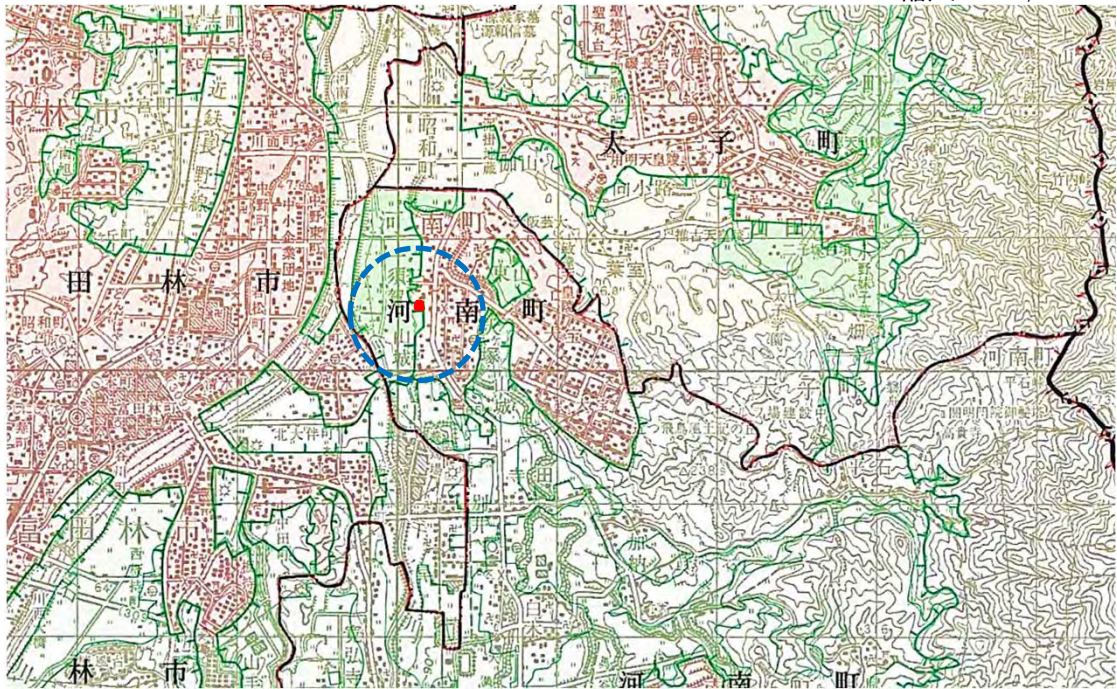


河内長野市

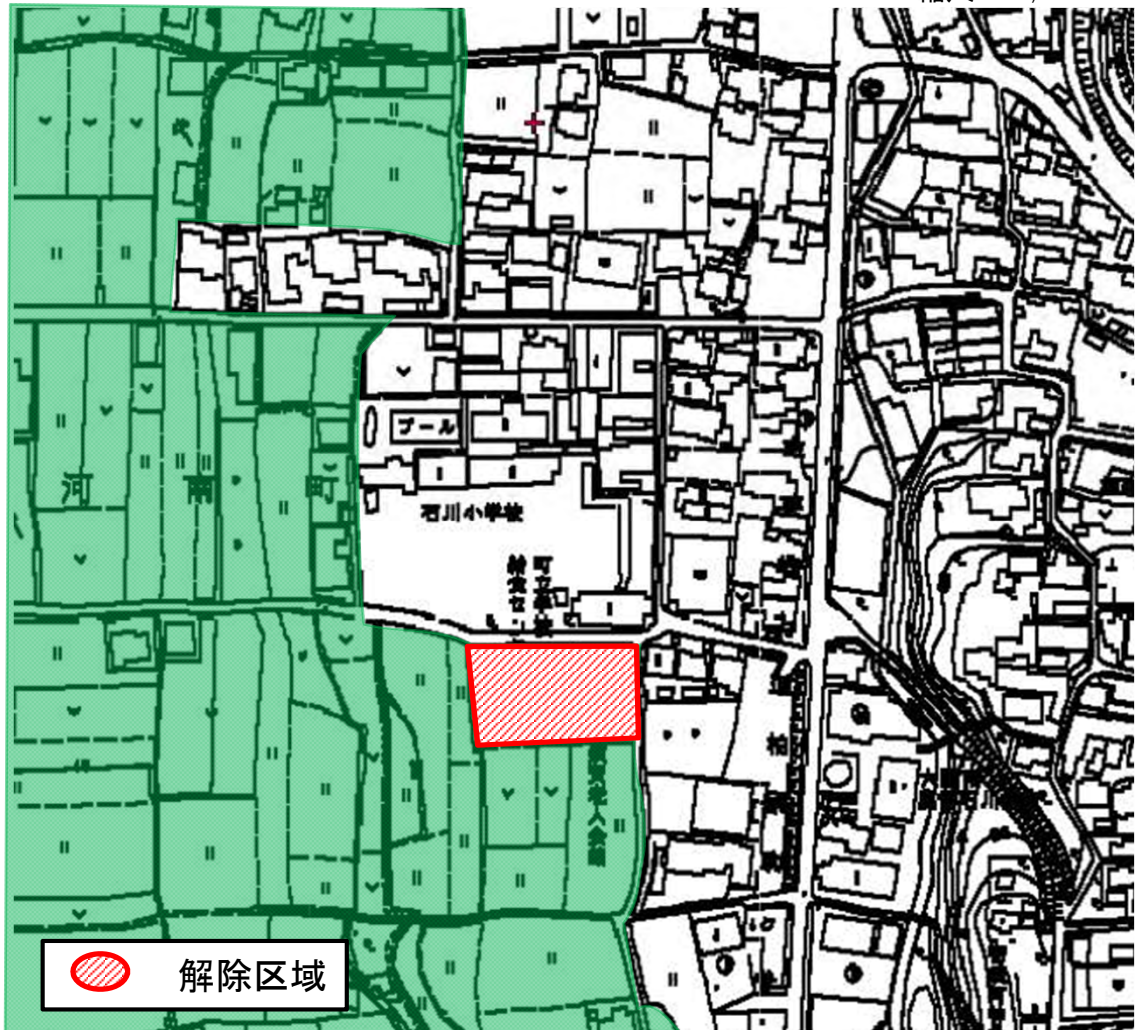
番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積(ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
2	小山田	小山田町	境界線修正	△ 0.02	0.00	市道用地の境界線修正に伴い、市街化区域と市街化調整区域の境界が変更となるため、農業振興地域の編入及び解除を行うもの。
計			編入	0.04	0.00	
			解除	△ 0.06	0.00	
			差引	△ 0.02	0.00	

3 農業振興地域 変更予定箇所図【河南町】

縮尺 1:50,000



縮尺 1:2,500



現在の状況

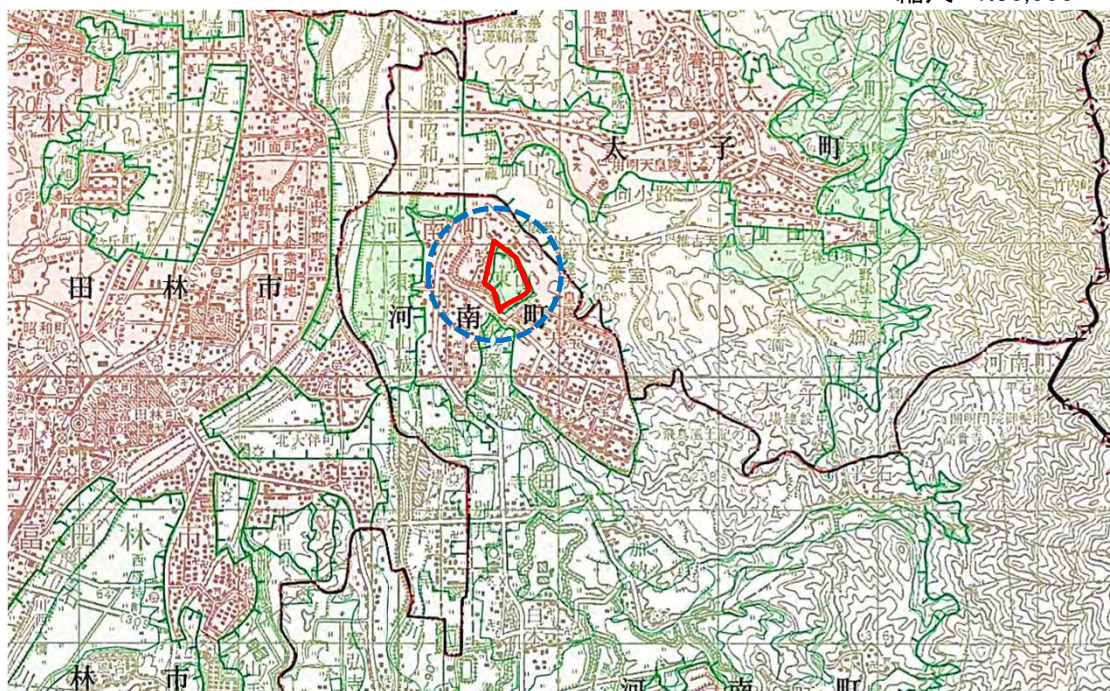


河南町

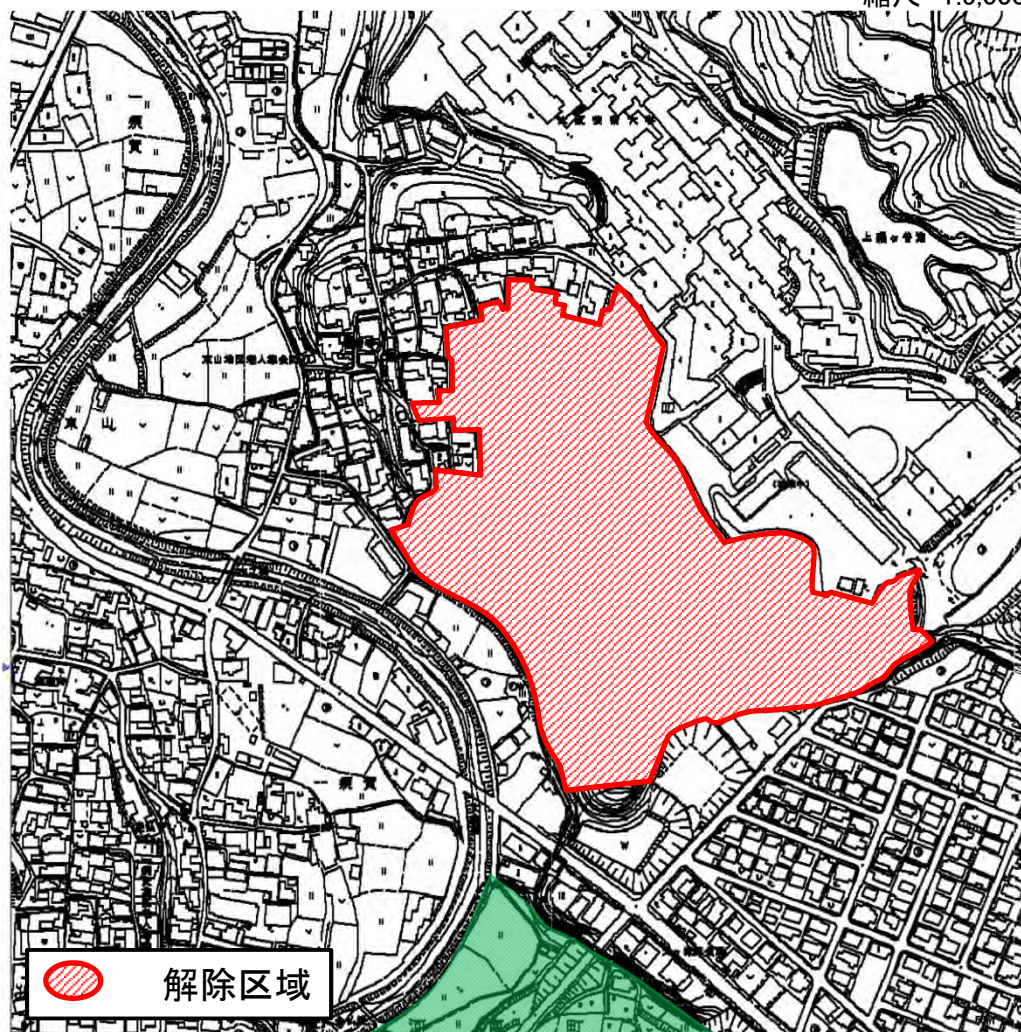
番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積(ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
3	一須賀	一須賀	解除	△ 0.25	0.00	都市計画区域区分の変更により、市街化区域への編入が予定されている。町立給食センターの跡地であり、住宅開発が予定されていることから、今後、農業の振興を図ることが困難な地域となるため解除を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			解除	△ 0.25	0.00	
			差引	△ 0.25	0.00	

4 農業振興地域 変更予定箇所図【河南町】

縮尺 1:50,000



縮尺 1:5,000



現在の状況

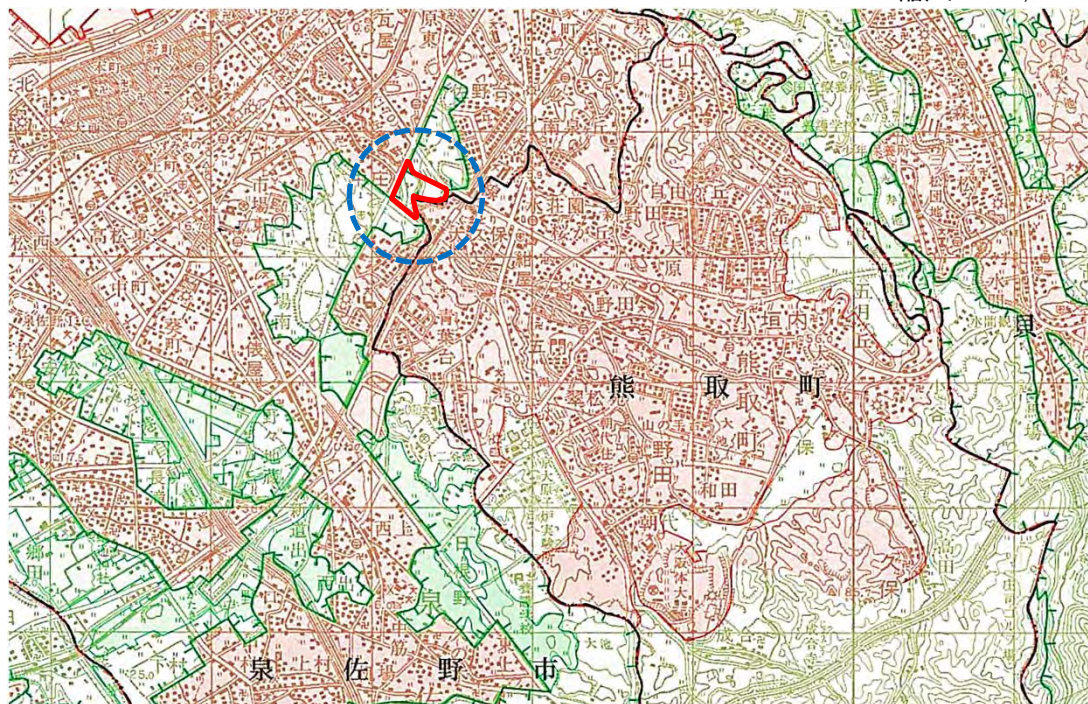


河南町

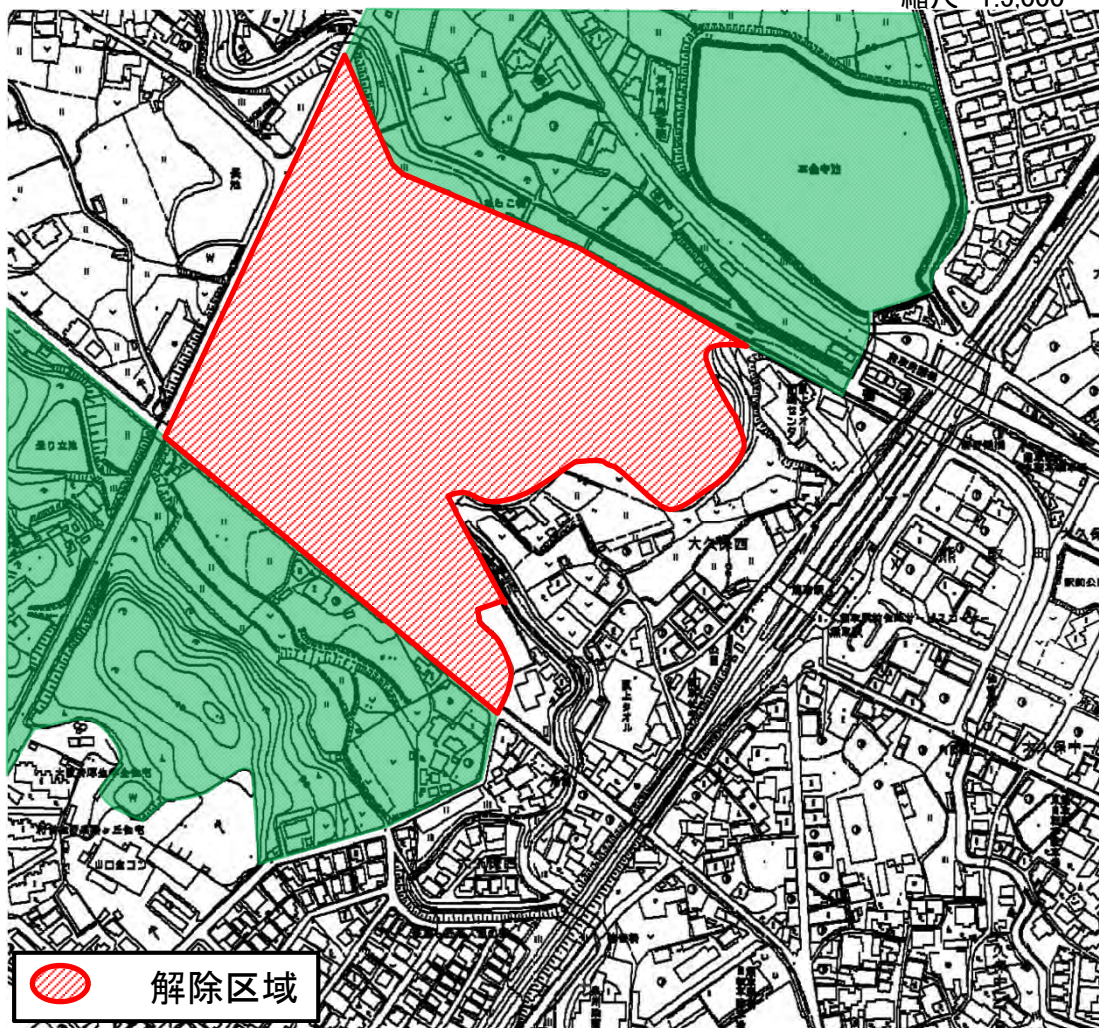
番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積(ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
4	一須賀	東山	解除	△ 6.90	0.00	都市計画区域区分の変更により、市街化区域への編入が予定されている。区域の大部分が隣接する大阪芸術大学のグラウンドとして利用されていることから、今後、農業の振興を図ることが困難な地域となるため解除を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			解除	△ 6.90	0.00	
			差引	△ 6.90	0.00	

5 農業振興地域 変更予定箇所図【泉佐野市】

縮尺 1:50,000



縮尺 1:5,000



現在の状況



泉佐野市

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積(ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
5	旧市 東部地区	中庄、 上瓦屋	解除	△ 9.00	0.00	都市計画区域区分の変更により、市街化区域への編入が予定されている。周辺地と一体的に住宅開発が実施される予定であり、今後、農業の振興を図ることが困難である地域となるため解除を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			解除	△ 9.00	0.00	
			差引	△ 9.00	0.00	

第2号議案

大阪府農業振興地域整備基本方針の 変更に向けての考え方

○素案

○新旧対照表

大阪府農業振興地域整備基本方針の変更に向けての考え方（素案）

I. 大阪府農業振興地域整備基本方針について

○都道府県知事が定める「農業振興地域整備基本方針」は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）に規定された、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「国基本指針」という。）に基づき、農振法第4条の規定により、おおむね10年を見通して定めるものである。平成27年12月、国基本方針が改定されたことに伴い、平成23年1月策定の現基本方針を、農振法第5条の規定により変更するものである。

II. 現基本方針策定（平成23年1月）以降に制定された主な法律及び計画

- 農地中間管理事業の推進に関する法律の制定（平成25年12月）
 - ・農地中間管理機構による利用集積の推進
- 食料・農業・農村基本計画の改正（平成27年3月）
 - ・食料自給率向上のため、主要品目ごとの生産努力目標を設定
 - ・生産努力目標達成のために必要となる作付面積及び耕作利用率を設定
- 都市農業振興基本法の制定（平成27年4月）
 - ・市街地及びその周辺地域における農業の振興
 - ・都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮

III. 国基本指針の変更（平成27年12月24日）

- 確保すべき農用地面積
 - ・平成26年：405万ha⇒平成37年：403万ha ※2万ha（0.5%）の減
- 都道府県基本方針の目標面積の設定基準を策定
- 農地中間管理機構による担い手に対する流動化の推進
- 地域の特性に応じた農業生産基盤の整備
- 荒廃農地の再生活動への支援の推進

IV. 府基本方針の構成

- 第1 農用地等の面積の目標及び確保に関する事項
 - ・目標年（平成37年）における府内の農用地等の確保面積の目標値を設定
- 第2 農業振興地域指定に関する事項
 - ・目標年における府内の農業振興地域指定予定面積を設定
- 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
 - ・農業基盤整備実施に向けた基本的な方針及び地帯別の方針を設定
- 第4 農用地等の保全に関する事項
 - ・農用地における生産機能及び良好な生産環境を保全・確保するための方針を設定
- 第5 農業経営の規模拡大及び農地の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
 - ・農業経営の安定化と農用地の高度利用に向けた地帯別及び営農類型別の方針を設定

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

- ・今後の消費者需要等に配慮した施設整備の方針を設定

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

- ・担い手確保にむけた施策並びに基本的な方針を設定

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

- ・新規参入をはじめとする安定した就農への支援方針を設定

第9 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

- ・都市と農村の交流を核に、農業者の快適な生活を保全確保するための方針を設定

V. 府基本方針の変更に向けての考え方（素案）

○関係法の改正及び制定によるもののほか、府独自の施策の内容を反映させる。

- ・大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月）
→大阪版認定農業者制度、農空間保全地域制度
- ・農地中間管理事業の推進に関する基本方針（平成26年4月）
→10年後における利用集積目標を240haと設定

○農用地区域内農地面積の目標について

- ・過年度のすう勢より面積減少要素を分析し、今後の減少傾向を推定
→転用、荒廃農地化等
- ・施策効果による増加面積を推定し、目標年における農地面積に反映
→農地中間管理事業及び基盤整備事業の実施等による荒廃農地の発生抑制及び再生、農用地区域の新規指定
- ・平成26年：4,608ha ⇒ 平成37年：4,601ha ※7ha（0.2%）の減
→（別紙参照）

<今後のスケジュール>

○関係機関との調整、市町村意見照会

↓

○**審議会委員での審議**

↓

○国との協議

↓

○パブリックコメント聴取

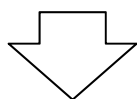
↓

○公報登載、大阪府ホームページでの公開（確定）

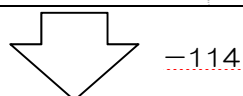
農用地区域内農地面積の目標について（案）

- これまでのすう勢及び今後取り組むべき施策による効果を踏まえ、目標年（平成37年）における農用地区域内の農地面積の目標を設定

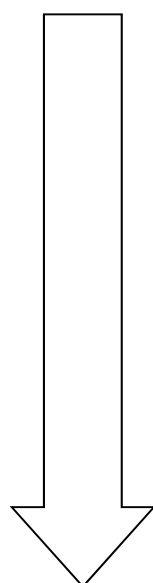
平成26年現在の農用地区域内の農地面積	4,608 ha
---------------------	----------



すう勢による減少	減少値
農用地区域からの除外	<u>△ 6 ha</u>
荒廃農地の発生	<u>△ 108 ha</u>



これまでのすう勢が今後も継続した場合の平成37年時点の農用地区域内の農地面積	4,494 ha
--	----------



施策効果による増加	増加値	対象地	
事業の実施等による荒廃農地の発生抑制・再生	<u>+ 86 ha</u>	区域	農用地
事業の実施等による農用地区域への編入	<u>+ 1 ha</u>	白地	農振地域内
新規事業実施に向けた農用地区域の新規編入	<u>+ 20 ha</u>		農振外

平成37年の農用地区域内の農地面積目標	<u>4,601 ha</u>
---------------------	-----------------

大阪府農業振興地域整備基本方針（変更素案）新旧対照表

新	旧（平成23年1月策定）
<p>第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項</p> <p>1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方</p> <p>農地は農業生産にとって最も基本的な資源であり、農地の確保と有効利用は国土の保全、水源かん養、防災、ヒートアイランド現象の緩和、優良な景観の形成等からも、都市における多様な公益的機能を発揮させるうえで必要な地域資源であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。</p> <p>このため、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に即した施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月施行、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「大阪府新農林水産業振興ビジョン」<u>に基づき制定した「おおさか農政アクションプラン（平成24年3月制定）」</u>により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。</p> <p>具体的には、農業振興地域で農用地区域外にある優良な集团的農地については、<u>農用地区域の指定を促進</u>することとし、速やかな農用地区域の設定が困難な場合であっても、<u>農地中間管理事業の活用や、基盤整備事業の導入による農用地区域への編入の取り組みを積極的かつ継続的に行うことともに、荒廃農地の発生抑制に努めるものとする。</u></p>	<p>第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項</p> <p>1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方</p> <p>農地は農業生産にとって最も基本的な資源であり、農地の確保と有効利用は国土の保全、水源かん養、防災、ヒートアイランド現象の緩和、優良な景観の形成等からも、都市における多様な公益的機能を発揮させるうえで必要な地域資源であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。</p> <p>このため、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に即した施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月施行、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「大阪府新農林水産業振興ビジョン」により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。</p> <p>具体的には、農業振興地域で農用地区域外にある優良な集团的農地については農用地区域として設定することとし、速やかな農用地区域の設定が困難な場合であっても、農用地区域への編入の取り組みを積極的かつ継続的に行い、また農用地区域からの除外については、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の達成に支障を及ぼさないよう農用地区域に係</p>

また、農用地区域からの除外については、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の達成に支障を及ぼさないよう農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号、以下「農振法」という。）の適切な制度運用を通じて抑制を図るとともに、大規模な開発計画等については、土地利用の今後の動向や持続的な農業振興への影響等について、関係機関と十分協議を行うことにより、農用地等の確保を図るものとする。

また、農業振興地域外にある集团的農地については、積極的に農空間保全地域の指定を行うとともに、基盤整備事業の導入を見据えたうえで、農業振興地域及び農用地区域の新規指定を検討する。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

① 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は平成37年とし、目標設定の基準年は平成26年とする。

② 平成37年において確保すべき農用地区域内の農地（耕地）面積の目標

目標面積は、最近年のすう勢が平成37年まで同様に継続し、転用を目的とした農用地区域からの除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じた農用地等の確保の取り組みの効果を加味して設定する。

府内の基準年の農用地区域内農地面積は 4,651ヘクタールで、そのうち 荒廃農地を除いた耕地面積は 4,608ヘクタールあり、目標年における確保すべき農用地等の面積については、4,601ヘクタール（平成26年から 7ヘクタールの減）を目標として設定する。

設定基準は「基本指針」に示されている「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」を準用する。

る制度の適切な運用を通じて、抑制を図ること等により、農用地等の確保を図るものとする。

また、農業振興地域外にある集团的農地については、「都市農業・農空間条例」により農空間の保全と活用を図るため農空間保全地域に指定することとする。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

① 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は平成32年とし、目標設定の基準年は平成21年とする。

② 平成32年において確保すべき農用地区域内の農地（耕地）面積の目標

目標面積は、最近年のすう勢が平成32年まで同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や遊休農地の発生により農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じた農用地等の確保の取り組みの効果を加味して設定する。

府内の基準年の農用地区域内農地面積は 5,014ヘクタールで、そのうち耕地面積は 4,420ヘクタールあり、目標年における確保すべき農用地等の面積については、4,562ヘクタール（平成21年から 142ヘクタールの増）を目標として設定する。

設定基準は「農用地等の確保等に関する基本指針」に示されている「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」とする。